## 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療 の対応について

令和4年1月26日 京都府新型コロナウイルス 感染症対策本部 京都府健康福祉部健康対策課 課長東原(075-414-4722)

新型コロナウイルス感染症の診断については、従来、検査結果等に基づく医師の判断により行ってきたところですが、府域の一部の地域の医療機関において、抗原定性検査キット(以下「検査キット」という。)が不足している状況にあることから、今般、厚生労働省通知の内容を踏まえ、以下のとおり対応することとしましたので、お知らせします。

記

検査キットが不足している地域の医療機関においては、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断することを可能とする。

ただし、今後、検査キットが充足すれば、従前どおり、検査を実施した上で、診断することとする。

## <参考>

令和4年1月24日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」(抜粋)

1. 地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合 当該場合には、自治体の判断で、以下の対応を行うことが可能であること。

同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断すること(※)。

こうした場合でも、経口薬など治療薬の投与が必要となる場合等は、医師の判断で検査を行うことが可能であること。

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。) 第 12 条第 1 項に基づく医師の届出に当たっては、 疑似症患者として届け出ること。 また、疑似症患者の場合には、 入院を要すると認められる場合に限り当該届出を行うこととされているが、本対応を行う場合には、 入院以外の場合で あっても、届出をお願いすること。この場合、「 B.1.1.529 系統(オミクロン株)の感染が確認された患者等に係る 入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて 」(令和3年 11 月 30 日付け(令和4年1月 24 日一部改正) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) Vの取扱い従って届け出ること。

